

岩手県告示第130号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、次の種畜証明書を書換交付した旨農林水産大臣から通報があった。

平成30年2月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

証明書番号	家畜の種類	品 種	毛 色	名 前	等 級	飼養者	
						住 所	氏名又は名称
11478092962	肉用牛	日本短角種	赤	高桜	1 級	滝沢市鶉飼向新田7番地76	新岩手農業協同組合
11478103507	肉用牛	日本短角種	赤	辰藤	1 級	滝沢市鶉飼向新田7番地76	新岩手農業協同組合